

2020年3月

お客様 各位

秋田信用金庫

預金規定等の改定および電子化について

当金庫では、本年4月より施行される民法改正、および金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定等を下記の通り改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、予めご了承ください。

また、当金庫ではペーパーレス化推進のため、「預金規定等」の電子化を実施いたします。今後は、当金庫ホームページにおいて最新の「預金規定等」が閲覧いただけるようになることから、誠に勝手ではございますが、当金庫窓口での「預金規定等」の配布を終了させていただきます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容

(1) 契約の成立時期の明確化

「普通預金規定」より抜粋

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

(2) 定期預金等の満期前解約の制限の明確化

「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」より抜粋

債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認められたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- (3) 預金者の成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出の義務化
「流動性預金共通規定」より抜粋

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

- (4) 規定変更時の周知方法等の明確化
「流動性預金共通規定」より抜粋

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

- (5) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定
「流動性預金共通規定」より抜粋

8. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

9. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

<以下略>

2. 改定する預金規定等

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 流動性預金共通規定
- (3) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 通知預金規定
- (7) 総合口座取引規定
- (8) 自動機通帳支払サービス規定
- (9) 定期預金共通規定
- (10) 期日指定定期預金規定
- (11) 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (12) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- (13) 変動金利定期預金規定
- (14) 積立型定期預金規定（エンドレス型）
- (15) 積立定期預金規定
- (16) 定期積金規定
- (17) 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約
- (18) デビットカード取引規定
- (19) あきしん個人インターネットバンキング利用規定
- (20) しんきん法人インターネットバンキング利用規定

3. 改定日 2020年4月1日

4. 電子化する預金規定等

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 流動性預金共通規定
- (3) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 通知預金規定
- (7) 総合口座取引規定
- (8) 自動機通帳支払サービス規定
- (9) 定期預金共通規定
- (10) 期日指定定期預金規定
- (11) 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (12) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- (13) 変動金利定期預金規定
- (14) 積立型定期預金規定（エンドレス型）
- (15) 積立定期預金規定
- (16) 定期積金規定
- (17) 盗難通帳等による預金等の不正な払戻し被害の補てん等に関する特約
- (18) デビットカード取引規定
- (19) あきしん個人インターネットバンキング利用規定
- (20) しんきん法人インターネットバンキング利用規定
- (21) キャッシュカード規定
- (22) ICカード規定
- (23) 生体認証ICカード特約規定
- (24) Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定

以上